

告 示

埼玉県告示第三百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

寄居町

二 都市計画事業の種類及び名称

寄居都市計画道路事業三・四・五号 中央通り線

三 事業施行期間

平成三十年三月三十日から平成三十五年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県大里郡寄居町大字寄居字大正寺、字栄町地内

ロ 使用の部分

なし